

五監公告第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年2月17日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

高齢福祉課

3. 監査の期間

令和2年12月25日～令和3年1月27日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 馬下保養センター一般使用料について、令和2年6月、7月、8月の3か月に亘り、収入事務を遅延した事例が見受けられる。事務管理体制を強化し、五泉市会計事務規則に則り、適正な事務処理に努められたい。	使用料など収入事務については、より多くの目で状況確認ができるよう見直し、管理体制を強化しました。今後は、五泉市会計事務規則に基づき、迅速かつ適正な事務処理に努めます。
② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約(政策目的随意契約)とした業務委託において、五泉市契約事務規則第4条第4項第3号に規定の事後公表がされていない。適正な事務処理に努められたい。	五泉市契約事務規則に基づき、改めて事後公表を行いました。また高齢福祉課全職員に対して、契約事務規則を再確認し、徹底するよう周知いたしました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。
③ 行政財産目的外使用料については、五泉市行政財産目的外使用料条例第4条で原則として前納としており、また五泉市会計事務規則第20条で納期限が定められているが、この条例等で定める日以外の納期限を設定している事例が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	五泉市会計事務規則を遵守し、正しい処理について再確認するよう高齢福祉課全職員に周知いたしました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。
④ 令和2年4月の事務室移動に伴い、所管換えの必要な庁用備品が一部見受けられるが、五泉市財産事務規則第61条による所定の手続きがされていない。適正な事務処理に努められたい。	五泉市財産事務規則に基づいて、迅速な事務処理を行うよう確認しました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。